

議案第 98 号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成 21 年川崎市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表 5 の項を次のように改める。

5	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	登戸駅前地区 C-1 登戸駅前地区 C-2 登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携 地区 A 登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携
---	---------------------	--	--

			地区B
			登戸駅・向ヶ 丘遊園駅連携
			地区C
			登戸駅・向ヶ 丘遊園駅連携
			地区D
			向ヶ丘遊園駅 前地区
			界限 ^{わい} 商業地区
			界限共存地区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画の区域のうち、登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区D内における建築物等の形態意匠について、当該地区計画において定められた形態意匠の制限に適合しなければならないこととするため、この条例を制定するものである。